



2023 年 3 月 22 日(水)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

個人の青色承認取消しと 期限後申告

時々見かける青色承認取消しの誤解

個人の青色申告は、所得税を正しく納税するために行う制度で、複式簿記の帳簿やそれに伴う書類を保存する必要がありますが、一定の水準を満たす場合は、最大 65 万円の所得控除を受けることができ、専従者給与や損失の繰越控除、減価償却の特例や貸倒引当金の計上が可能となります。

たびたび見かける誤認は「2 事業年度連続で期限内(2 月 16 日～3 月 15 日)に申告しないと、青色申告の承認を取り消される」というものです。

2 事業年度連続で期限後申告となった場合、青色申告の承認を取り消されるのは法人の場合のみで、個人についてはこの条件で取り消されることはありません。

税務署の対応について確認を行っている「事務運営指針」を確認しても、法人の青色申告の承認の取消しについては「無申告又は期限後申告の場合における青色申告の承認の取消し」という項目が確認できますが、個人の青色申告の承認の取消しについての事務運営指針には、その項目がありません。

個人の青色申告の承認が取り消されるのは、「帳簿書類を調査等で提示しない場合」

「帳簿書類の備え付け等の税務署の指示に従わない場合」「仮装・隠ぺい等を行った場合」などです。

青色承認が取り消された場合

税務調査等で青色申告の承認の取消しが行われた場合、その原因となった年分のうち、最も古い年分以後については、承認が取り消されたものとして扱われます。また、青色申告の承認の取消しを受けた場合、通知後 1 年間再申請はできません。

青色承認は取り消されないが

個人の所得税の確定申告を、期限後に申告した場合は、青色申告特別控除の 65 万円(電子申告等の要件を満たさない場合は 55 万円控除)が受けられなくなります。これは 65 万円控除の要件に「期限内に申告する事」が入っているためです。なお、10 万円控除の要件には期限内申告は含まれていませんので、期限後申告の場合でも 10 万円の青色申告特別控除は受けられます。

青色取消しにはなりませんが、無申告加算税や延滞税に加え、65 万円控除不適用というペナルティーも課されてしまいますから、やはり期限内に申告するに越したことはありませんね。



事業所得が赤字で還付申告ならば、デメリットはありませんね。